

○熊本市議会委員会条例 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～11条 【略】</p> <p>（委員会の招集）</p> <p>第11条の2 委員長は、<u>大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第15条ただし書に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員がオンラインにより委員会に出席したときは、次条及び第13条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。</p>	<p>第1～11条 【略】</p> <p>（委員会の招集）</p> <p>第11条の2 委員長は、<u>委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、</u>第15条ただし書に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員がオンラインにより委員会に出席したときは、次条及び第13条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。</p>
第12条～第21条 【略】	第12～第21条 【略】

<p>(公述人の決定)</p> <p>第22条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 前条の規定により申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。</u></p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第22条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 前条の規定により申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>【新設】</p>
<p>第22条～第25条 【略】</p> <p>(参考人)</p> <p>第26条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。</u></p> <p><u>4</u> 参考人については、前3条の規定を準用する。</p>	<p>第22条～第25条 【略】</p> <p>(参考人)</p> <p>第26条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p><u>3</u> 参考人については、前3条の規定を準用する。</p>

(意見陳述人)

第27条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、当該調査に関する事項について高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の出席を求め、当該知識経験等に基づく意見を聴くことができるものとする。

2 前項の規定により会議に出席し、意見を陳述する者（以下「意見陳述人」という。）には、その旅行に要する費用として、熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号）別表第1に規定する1号区分相当額を支給するものとし、その支給方法については、同条例の規定（日当の減額に関する規定を除く。）を準用する。

3 前項に定めるもののほか、意見陳述人に対しては、当該意見の陳述について、1時間までごとに7,500円（特にやむを得ないと認められる場合は、別に定める額）の範囲内でその都度定める額に基づき算定した額の対価を支払うものとする。

4 意見陳述人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 意見陳述人については、第23条第1項、第24条、第25条並びに前条第1項及び第2項の規定を準用する。

第28条～第29条 【略】

(意見陳述人)

第27条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、当該調査に関する事項について高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の出席を求め、当該知識経験等に基づく意見を聴くことができるものとする。

2 前項の規定により会議に出席し、意見を陳述する者（以下「意見陳述人」という。）には、その旅行に要する費用として、熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号）別表第1に規定する1号区分相当額を支給するものとし、その支給方法については、同条例の規定（日当の減額に関する規定を除く。）を準用する。

3 前項に定めるもののほか、意見陳述人に対しては、当該意見の陳述について、1時間までごとに7,500円（特にやむを得ないと認められる場合は、別に定める額）の範囲内でその都度定める額に基づき算定した額の対価を支払うものとする。

【新設】

4 意見陳述人については、第23条第1項、第24条、第25条並びに前条第1項及び第2項の規定を準用する。

第28条～第29条 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○熊本市議会会議規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1～第109条 【略】</p> <p>（委員でない議員の発言）</p> <p>第110条 委員会は、必要があると認めるときは、委員でない議員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員の発言を許可することができる。</p> <p><u>3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p> <p><u>4 前項の委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>	<p>第1～第109条 【略】</p> <p>（委員でない議員の発言）</p> <p>第110条 委員会は、必要があると認めるときは、委員でない議員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員の発言を許可することができる。</p> <p><u>【新設】</u></p> <p><u>【新設】</u></p>
<p>第111条～第149条 【略】</p>	<p>第111条～第149条 【略】</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○熊本市議会オンライン委員会運営要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第10条 【略】</p> <p>(委員<u>でない</u>議員)</p> <p>第11条 <u>熊本市議会会議規則(平成25年議会規則第1号。)第110条第4項の規定により、委員でない議員がオンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言を希望するときは、委員会開催日の前日（当該前日が休日に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日。）の午後3時までに、委員会へのオンライン出席届出書（様式第3号）により委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により届け出た委員でない議員については、第5条、第7条及び第8条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「オンライン出席委員」とあるのは「第11条第1項の規定により届け出た委員でない議員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第1～第10条 【略】</p> <p>(委員<u>外</u>議員)</p> <p>第11条 <u>オンライン委員会の開催に当たっては、当該オンライン委員会を開催する委員会の委員でない議員は、当該オンライン委員会にオンラインで参加することはできない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>【新設】</u></p>

様式第3号（第11条第1項関係）

委員会へのオンライン出席届出書

年 月 日

様

氏名

1 開催日

年 月 日（ ）

2 開催時連絡先（電話番号）

3 参加場所（該当するものに○をしてください）

自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）

※本届出書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会開催の目的以外には使用いたしません。

【新設】

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○熊本市議会協議等の場におけるオンラインによる開催方法の特例を定める要綱 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 【略】</p> <p>（協議等の場の開催方法の特例）</p> <p>第2条 協議等の場の招集権者(以下「招集権者」という。)は、協議等の場の構成員(以下「構成員」という。)の全部又は一部について、<u>大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)によって、協議等の場を開催することができる。</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>（協議等の場の開催方法の特例）</p> <p>第2条 協議等の場の招集権者(以下「招集権者」という。)は、協議等の場の構成員(以下「構成員」という。)の全部又は一部について、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、協議等の場を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、</u> 構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)によって、協議等の場を開催することができる。</p>
<p>第3条 【略】</p>	<p>第3条 【略】</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。